

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件

令和7年3月21日現在

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
買受けや借受けの要望に関する詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。
ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続を行っている場合がありますのでご了承願います。

整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メー トル)	買受要望			借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考
				買受 要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類			借受可能 期間	借受要望 受付期間				
					前回入札時 の最低売却 価格（円）	前回入札の 公示日	一時貸付け （※2）	3年を 超える 貸付け （※3）	事業用 定期借地権 の設定によ る貸付け （※4）						
1	札幌市中央区 北4条西17丁目19番6、同 番22	宅地	1,886.95	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
2	札幌市中央区 南9条西23丁目1番	宅地	6,252.42	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
3	札幌市豊平区 月寒東2条17丁目41番156	宅地	15,190.47	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
4	札幌市豊平区 美園9条8丁目2番1	宅地	4,213.50	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
5	札幌市南区 川沿10条1丁目477番62	宅地	11,968.12	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
6	札幌市南区 定山溪温泉東4丁目310番 20	宅地	174.49	○	—	—	×	×	×	—	—	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	先着順売却物件
7	札幌市南区 真駒内本町2丁目17番82	雑種地	13,772.87	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
8	札幌市南区 南36条西10丁目250番68、 同番69、同番70、同番 72、同番206、同番210	宅地	2,588.75	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
9	千歳市 住吉1丁目5番9	宅地	347.93	○	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	
10	石狩市 浜町32番1のうち	雑種地	74,709.60	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4466、4472)	
11	石狩郡当別町 字茂平沢3061番70	宅地	266.00	×	—	—	○	×	×	個別照会	随時受付中	本局	第2統括 国有財産管理官	011-709-2311 (4467、4487)	

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。
なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。